

静岡市重症心身障がい児（者）ライフサポート事業

1 事業目的

在宅で生活する重症心身障がい児（者）の地域生活を支え、介護する家族等の介護負担の軽減及び家族の介護力の回復を図るため、障害者総合支援法に基づく短期入所サービスを補完するサービスとして、通所施設でショートステイサービスを提供します。

市は、重症心身障がい児（者）ライフサポート事業を実施する団体に対し、予算の範囲内で重症心身障害児（者）ライフサポート事業補助金を交付しています。

通所施設を有効活用し、
宿泊機能・日帰り預かり機能を確保する



短期入所機能の分散化



法定短期入所のスムーズな利用

2 事業内容

(1) 事業主体

- ア 障害者総合支援法に基づく指定生活介護事業者及び指定自立訓練事業者
- イ 児童福祉法に基づく指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者

(2) 費用負担

静岡市 2 / 3 利用者 1 / 3

（生活保護・市民税非課税世帯の場合は、静岡市 9 / 10、利用者 1 / 10）

(3) 利用対象者

市内に住所を有し、肢体不自由1級又は2級の身体障害者手帳に加え、A判定の療育手帳の交付を受けている方（施設に入所するものを除く。）

(4) サービス内容

ア 宿泊型ショートステイ

通所施設で、午後5時から翌朝午前9時まで（生活介護、自立訓練、児童発達支援及び放課後等デイサービスのサービス提供時間を除く。）の間、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。

イ 日帰りショートステイ

通所施設で、午後5時から午後12時まで（生活介護、自立訓練、児童発達支援及び放課後等デイサービスのサービス提供時間を除く。）の時間で、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。

3 事業単価と利用者負担額

(1) 事業単価

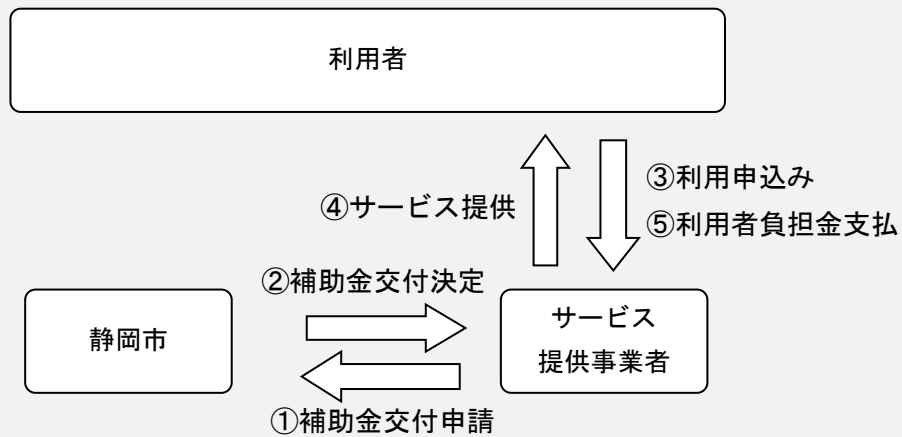
サービス区分	基準額	
宿泊型ショートステイ	21,900 円	
日帰りショートステイ	1 時間以内	以後 30 分毎加算単価
	2,100 円	1,050 円

(2) 利用者負担額

利用者負担額は、(1) の事業単価に以下の補助率を乗じて得た額となります。

所得区分	補助率
生活保護、非課税世帯	基準額の 1 / 10
課税世帯	基準額の 1 / 3

4 利用までのながれ



5 令和7年度実施事業所

法人名称	連絡先	サービス提供事業所	
社会福祉法人 しみず社会福祉事業団	054-335-5053	静岡市清水なぎさホーム	清水区駒越西二丁目10-10
認定NPO法人 活き生きネットワーク	054-209-0700	にこにこ	葵区安東1丁目26-14
株式会社 びゅあ	054-207-8654	そらまめ	駿河区大谷405

※上記事業所は令和8年3月現在の実施事業所データとなりますので、今後変更が生じる場合があります。

6 制度について

静岡市役所 保健福祉長寿局 健康福祉部 障害者支援推進課 自立支援係

電話番号 054-221-1098 / FAX 054-221-1108